



Inclusive support

地域包括支援センター

行方市地域包括支援センター（玉造保健センター内）

☎0299-55-0114

いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、
高齢者やご家族の皆さんを、医療・保険・介護および福祉など、
さまざまな方面から総合的に支援します。

「成年後見制度」をご活用ください！



●このようなことはありませんか？

- ・別居している親が認知症になり、金銭管理ができなくなってしまった。
- ・親の財産が他の親族に盗られてしまっている。
- ・土地を売却したいが、名義になっている親が認知症で手続きが取れない。
- ・将来、自分が認知症になったときの財産管理はどうすればいいのか。
- ・息子は知的障がいがあり、自分達が亡くなったときに不安だ 等

●成年後見制度とは…

認知症や精神障がい、知的障がいなどにより、判断能力が十分ではない人が不利益を被らないように、本人に代わって**成年後見人等**が日常生活を法的に守る制度です。

成年後見人等には、親族の他、司法書士や弁護士等の専門家が選任されます。

●成年後見制度には2種類あります！

①法定後見制度

判断能力が不十分な方が利用できる制度

※判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の3種類があります。

②任意後見制度

現在は判断能力があるが、衰えたときに備えて、誰にどのようなことをお願いするかをあらかじめ決めておく制度

●成年後見人等が行う支援…「財産管理」および「身上監護」

財産管理

- ・預貯金の管理、お金の出し入れ
- ・不動産その他重要な財産の管理や処分
- ・遺産分割
- ・賃貸借契約の締結・解除 等



身上監護

- ・入院時や介護サービス利用時の手続きや料金の支払い
- ・日常生活に関わるさまざまな契約
- ・入院・施設入所の契約 等



●申立てができる方は？

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長（本人の福祉を図るために特に必要があると認めるとき）

地域包括支援センターでは、成年後見制度についての相談の他、申し立ての支援も行っています。

どのような制度か詳しく知りたいという方、ぜひ地域包括支援センターにご相談ください。

【相談先】

行方市地域包括支援センター（玉造保健センター内） ☎0299-55-0114